

昭和四和四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日が休日)

鳥取県漁港管理条例（昭和三十四年四月鳥取県条例第十六号）の一部を改正する。
次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十三条関係）

鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例

目 次

◆条例 鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例

鳥取県有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例

◆規則 鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県条例第二十二号

工作物の設置を伴わないもの	看板又は広告板	その他の工作物	水管、下水道 管、ガス管その他の管類	外径が〇・四メートル未満のもの 以上一メートル未満のもの の外径が一メートル以上	外径が〇・四メートル未満のもの 以上一メートル未満のもの の外径が一メートル以上	長さ一メートル ルにつき一年	一本につき一年	占用面積一平 方メートルにつき一年	占用面積一平 方メートルにつき一年	単位	金額	区 分	
												建物	電柱又は電柱の支線若しくは支柱 街灯（電柱であるものを除く。） 送電塔
つき一月	占用面積一 方メートルに平 に平	占用面積一 方メートルに平 に平	占用面積一 方メートルに平 に平	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	九〇円	三六円	八〇円	八〇円	一八〇円	一八二円	一八〇円	一四〇円
一六円		一八二円											

備考

一 表示面積とは、看板又は広告板の表示部分の面積をいうものとする。

二 占用面積、表示面積若しくは物件の長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。

三 占用料の額が年額で定められているものに係る占用期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算するものとし、占用料の額が月額で定められているものに係る占用期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは日割りをもつて計算するものとする。

四 一件の占用料の額が百円未満である場合における当該占用料の額は、百円とするものとする。

附 則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

鳥取県有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十三号

鳥取県有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県有料道路料金徴収条例（昭和四十一年六月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

有料道路名	料 金 の 額（通行一回当たり）				徴 収 期 間
	普通車	大型車(I)	大型車(II)	軽自動車等	
大山環状道路	二〇〇円	三〇〇円	七〇〇円	二〇〇円	昭和四十一年十月一日から昭和四十二年九月三十日まで
三朝高原道路	一〇〇円	一五〇円	三五〇円	五〇円	昭和四十一年十一月二十六日から昭和四十二年十二月三十一日まで
有 料 道 路					

備考

一 この表において「普通車」とは、次に掲げるものをいうものとする。

(一) 小型自動車（二輪自動車を除く。）

(二) 普通自動車のうち専ら人を運搬する構造のもの（以下「普通乗用自動車」という。）及び専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）で次に掲げるもの

イ 普通乗用自動車のうち乗車定員が二十九人以下のもの

ロ 普通貨物自動車のうち車両総重量八トン未満かつ最大積載量五トン未満で車軸数の合計が三以下のもの（(一)の(二)に掲げるも

のを除く。)

(二) 若しくは(一)に掲げるもの又は軽自動車等のうちけん引するための構造及び装置を有するものと(若しくは(一)に掲げるもの又は

軽自動車等のうちけん引されるための構造及び装置を有するものとの連結車両で、車軸数の合計が三のもの

二 この表において「大型車(I)」とは、次に掲げるものをいうものとする。

(一) 普通自動車のうち次に掲げるもの

イ 普通乗用自動車のうち乗車定員が三十人以上のもので道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第四条第一項の規定による免許を受けて同法第三条第二項第一号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が当該免許に係る路線を定期に運行しているもの

ロ 普通貨物自動車のうち車両総重量八トン以上又は最大積載量五トン以上のもので車軸数の合計が三以下のもの

(二) 普通自動車又は小型自動車のうちけん引するための構造及び装置を有するもの(以下「けん引自動車」という。)と普通自動車、小型自動車若しくは軽自動車のうちけん引されるための構造及び装置を有するもの又はポール・トレーラ(以下「被けん引自動車」という。)との連結車両で、車軸数の合計が三のもの(一の(二)に掲げるものを除く。)

三 この表において「大型車(II)」とは、次に掲げるものをいうものとする。

(一) 普通自動車のうち次に掲げるもの

イ 普通乗用自動車のうち乗車定員が三十人以上のもの(二の(一)のイに掲げるものを除く。)

ロ 普通貨物自動車のうち車軸数の合計が四以上のもの

(二) 大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)

(三) けん引自動車と被けん引自動車との連結車両で、車軸数の合計が四以上のもの

四 この表において「軽自動車等」とは、軽自動車、小型自動車(二輪自動車に限る。)及び小型特殊自動車をいうものとする。

五 この表において「軽車両等」とは、原動機付自転車及び軽車両をいうものとする。

六 一から五までに規定する自動車の種別又は原動機付自転車若しくは軽車両は、それぞれ道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三条又は第二条第三項若しくは第四項に規定するところによるものとする。

七 回数券を発行する場合は、規則で定めるところにより、この表に定める料金の額の一割以内の金額を割り引くものとする。

附 則

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

規則

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六号

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県漁港法施行細則(昭和四十八年四月鳥取県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第四条関係)

一 土砂採取料

区	分	探 取 料	設置を伴うもの	
			単位	金額
土砂	立 方 メー トル につ き	五 〇 円	水管、下 水道管、 ガス管その 他の管	街灯(電柱であるものを除く。)
砂利(かき込み砂利を含む。)	立 方 メー トル につ き	七 〇 円	外 径 が〇・四 メー トル以上一メートル未満のもの	電柱又は電柱の支線若しくは支柱(電柱であるものを除く。)
栗石	個 につ き	七 〇 円	外 径 が一メートル 以上のもの	一本につき一年
転石		五 〇 円	長さ一メートル につき一年	一四〇円
			九〇円	八〇円
			三六円	一八〇円

備考	水域	工作物の設置を伴うもの		工作物の設置を伴わないもの		看板又は広告板	表示面積一平方メートルにつき	一、〇〇〇円	九〇円	一八〇円	八〇円	二四〇円
		単位	金額	単位	金額							
一 栗石及び転石とは、次に掲げるものをいうものとする。		メートルを越える二〇センチメートルまでごとに五〇円を加算した金額	五〇円	メートルを超える二〇センチメートルまでごとに五〇円を加算した金額	五〇円	一 栗石	一年 メートルにつき 占用面積一平方 メートルにつき	一、〇〇〇円	九〇円	一八〇円	九〇円	一八〇円
二 転石 長径が三十三センチメートル以上のもの						一 栗石	一年 メートルにつき 占用面積一平方 メートルにつき	一、〇〇〇円	九〇円	一八〇円	九〇円	一八〇円
三 採取量、占用面積、表示面積若しくは物件の長さが一立方メートル、一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又は						工作物の設置を伴わぬもの	一年 メートルにつき 占用面積一平方 メートルにつき	一、〇〇〇円	九〇円	一八〇円	九〇円	一八〇円

一 栗石及び転石とは、次に掲げるものをいうものとする。

二 表示面積とは、看板又は広告板の表示部分の面積をいうものとする。

1 転石

長径が八センチメートル以上三十三センチメートル未満のもの

三 採取量、占用面積、表示面積若しくは物件の長さが一立方メートル、一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又は

5 昭和51年3月31日 水曜日

鳥取県公報

(号外) 第15号 (第三種郵便物認可)

鳥取県規則第七号	これらの量、面積若しくは長さに一立方メートル、一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一立方メートル、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。	
	四 占用期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。	
五 一件の採取料又は占用料の額が百円未満である場合における当該採取料又は占用料の額は、百円とするものとする。		
附 則		
この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。		

昭和五十一年三月三十一日

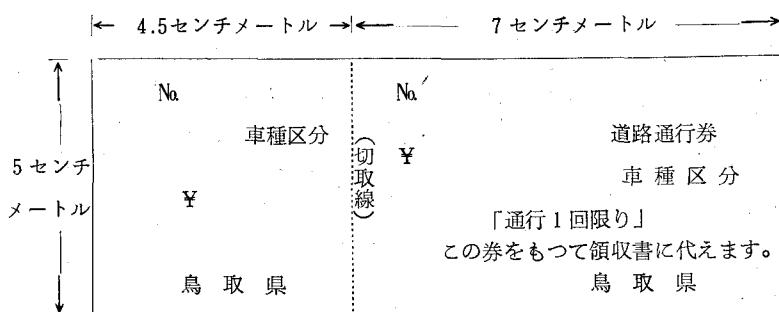
鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則の一部を改正する規則
鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則(昭和四十年十月鳥取県規則第十九号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表 (第三条関係)

普通券



(注) 1 地色

次の車種区別に、それぞれ当該右欄に定める色彩による県章を配列し、それぞれの中央部に県章を白抜きにする。

車種区分	色彩
普通車	緑色
大型車(I)	黄色
大型車(II)	茶色
軽自動車等	青色
軽車両等	紫色

2 文字色

番号及び金額の表示は赤色とし、その他の表示は黒色とする。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

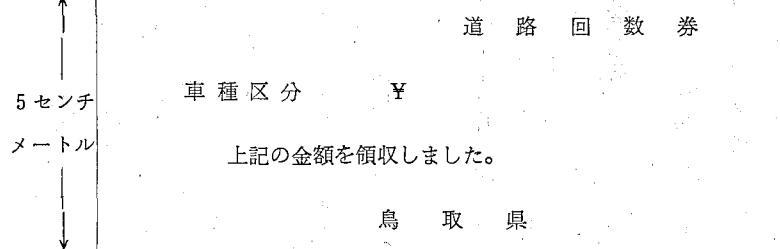
発行所 烏取県鳥取市東町一丁目 烏

取 県

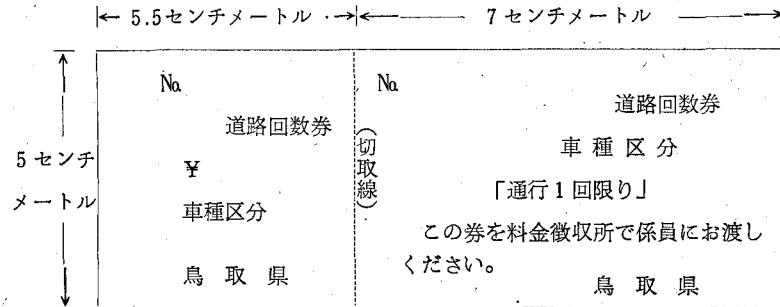
〔定価一部一箇月五百円（送料を含む。）〕

- 附 則
- 1 この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。
 - 2 この規則の施行前に改正前の鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則により発行した回数券は、知事が別に定める方法により、改正後の規定により発行した回数券は、知事が別に定める方法により、改正後の

回数券

(表紙)
12.5センチメートル

(回数券)



- (注) 1 回数券は、31回券及び110回券とする。
 2 地色及び文字色
 普通券に同じ。

鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則の規定により発行する回数券と交換するものとする。